

前橋市庁舎構内等駐車場使用料条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(使用料の額等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前橋市民交流プラザ等駐車場の使用料の額は、1時間ごとに100円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。<u>ただし、使用時間が10時間を超え24時間までの駐車に係る使用料の額は1,000円とし、使用時間が24時間を超える場合は、24時間ごとに出場したものとみなして、使用料の額を算定する。</u></p> <p>3 市長は、使用者の利便を図るため、前橋市民交流プラザ等駐車場については、<u>回数駐車券を発行することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の回数駐車券の発行及び使用について必要な事項は、市規則で定める。</u></p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前橋市民交流プラザ等駐車場の使用料の額は、1時間ごとに100円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。</p>